

議案第 41 号

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の制定について

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱を次のように制定したい。

令和 5 年 3 月 27 日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、丸亀市が行う丸亀市立小中学校の児童及び生徒に対する学校給食費の無償化並びに市内に在住する未就学児に対する給食費の無償化の趣旨にのっとり支援が必要な者に対し、丸亀市給食費等支援補助金(以下「補助金」という。)を支給することについて、丸亀市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 44 号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保護者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。
- (2) 1 号認定子ども 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 19 条第 1 号に規定する子どもをいう。
- (3) 2 号認定子ども 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に規定する子どもをいう。

(支給対象者)

第 3 条 補助金は、次の各号に掲げる者の保護者に支給する。

- (1) 丸亀市内に住所を有する者で、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 23 条の規定による特別支援学校の小学部又は中学部に就学している児童又は生徒
- (2) 丸亀市内に住所を有する者で、学校教育法第 80 条の規定により設置された特別支援学校の小学部又は中学部に就学している児童又は生徒

(3) 丸亀市学校給食センター条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 25 号)別表に掲げる幼稚園、こども園、小学校及び中学校に在園又は就学している幼児、児童又は生徒で、アレルギー等により学校給食の提供を受けずに弁当等を持参しているもの

2 前項各号に掲げる者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助の対象となっている場合は、この要綱に基づく補助の対象外とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者 当該児童又は生徒が就学している特別支援学校において保護者が一の年度に負担した給食費の額と次に掲げる額を比較して少ない方の額

ア 小学部に在学している児童 48,750 円

イ 中学部に在学している生徒 53,200 円

(2) 前条第 1 項第 3 号に該当する者 当該幼児、児童又は生徒が一の年度において弁当等を持参した回数に幼稚園及びこども園に在園している幼児にあつては 210 円、小学校に就学している児童にあつては 250 円、中学校に就学している生徒にあつては 280 円を乗じて得た額と次に掲げる額を比較して少ない方の額

ア 幼稚園に在園している幼児及びこども園に在園している 1 号認定子ども 40,950 円

イ こども園に在園している 2 号認定子ども 47,250 円

ウ 小学校に就学している児童 48,750 円

エ 中学校に就学している生徒 53,200 円

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする保護者は、毎年度 4 月末までに(年度の途中で転入等の異動があつた場合は、その都度)丸亀市給食費等支援補助金交付申請書(様式第 1 号)により、教育委員会に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 6 条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し補助金の交付を決定し、丸亀市給食費等支援補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該年度に負担した給食費の額又は弁当等を持参した回数が確定したときは、年度末までに(年度の途中で転出等の異動があった場合は、その都度)丸亀市給食費等支援補助金実績報告書(様式第3号)を、教育委員会に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、内容を審査し当該年度に係る補助金の額を確定し、丸亀市給食費等支援補助金額確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 教育委員会は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、遅滞なく補助金の交付を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

丸亀市給食費等支援補助金交付申請書

年 月 日

丸亀市教育委員会 宛

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記の者の給食費等支援補助金を申請します。

申請者	住 所			
	フリガナ		幼児・児童・生徒との続柄	
	名 前			
	電話番号			
幼児・児童・生徒	園・学校名		学年・組	
	フリガナ			
	名 前			

交付申請額 _____ 円 (①と②のどちらか少ない方の額)

①保護者負担予定額 _____ 円、②交付限度額 _____ 円

※アレルギー等支援の保護者負担予定額は、単価×弁当等持参予定回数とします。

特別支援学校支援の保護者負担予定額は、保護者が 1 年間に負担予定の給食費とします。

年 月 日

様

丸亀市教育委員会

丸亀市給食費等支援補助金交付決定通知書

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記の者の給食費等支援補助金について次のとおり決定します。

幼児・児童・生徒	園・学校名		学年・組	
	フリガナ			
	名 前			

交付決定額 円 (㉠と㉡のどちらか少ない方の額)

㉠保護者負担予定額 円、㉡交付限度額 円

※アレルギー等支援の保護者負担予定額は、単価×弁当等持参予定回数としています。

特別支援学校支援の保護者負担予定額は、保護者が1年間に負担予定の給食費としています。

丸亀市給食費等支援補助金実績報告書

年 月 日

丸亀市教育委員会 宛

年 月 日付、丸亀市給食費等支援補助金交付決定通知書で交付決定を受けた支援補助金について、丸亀市給食費等支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり実績報告します。

申請者	住 所			
	フリガナ		児童・生徒との続柄	
	氏 名			
	電話番号			
幼児・児童・生徒	園・学校名		学年・組	
	フリガナ			
	氏 名			

実績報告額 _____ 円 (A)と(B)のどちらか少ない方の額)

(A)保護者負担額 _____ 円、(B)交付限度額 _____ 円

※アレルギー等支援の保護者負担額は、単価×弁当等持参回数とします。

対象幼児・児童・生徒が弁当等を持参した日数がわかる書類を添付してください。

※特別支援学校支援の保護者負担額は、保護者が1年間に負担した給食費とします。

保護者が負担した金額がわかる書類を添付してください。

補助金	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義人
振込口座					

年 月 日

様

丸亀市教育委員会

丸亀市給食費等支援補助金額確定通知書

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記の者の給食費等支援補助金について次のとおり確定します。

幼児・児童・生徒	園・学校名		学年・組	
	フリガナ			
	名 前			

交付確定額 _____ 円 (①と②のどちらか少ない方の額)

①保護者負担額 _____ 円、②交付限度額 _____ 円

※アレルギー等支援の保護者負担額は、単価×弁当等持参回数としています。

特別支援学校支援の保護者負担額は、保護者が1年間に負担した給食費としています。

